

〈正 誤 表〉

当社刊「タックスヘイブン対策税制・外国子会社配当益金不算入制度（第2版）」におきまして内容の一部に平成23年度税制改正が織り込まれていない等の誤りがありましたのでお詫びして訂正させていただきます。お手数をお掛けし大変申し訳ありませんが、正誤表のアンダーライン箇所を読み替えてご利用いただきますよう、よろしくお願い致します。

| ページ | 誤 | 正 |
|------|---|---|
| P42 | 巻末の資料1（ <u>307</u> ページ）を参照 | 巻末の資料1（ <u>385</u> ページ）を参照 |
| P228 | アメリカ、オーストラリア、ブラジル（以上3か国が10%、・・・ | アメリカ、オーストラリア、 <u>カザフスタン</u> 、ブラジル（以上 <u>4</u> か国が10%、・・・ |
| P228 | <u>390</u> ページの資料を参照・・・ | <u>480</u> ページの資料を参照・・・ |
| P321 | <u>同一国内の法人から受ける利益の配当等の額などの一定の金額を除き、</u> | <u>配当等の額（法人税法第23条第1項第1号に掲げる金額で、特定のみなし配当の金額を除く。）を除き、</u> |
| P323 | <p>(2) 資格とは、次の要件を満たす必要があるとされます。</p> <p>① 配当を受ける者が、配当支払法人の発行済株式の5%以上を保有していること</p> <p>② 株式が、配当を受ける者の会計年度当初から所有されていること</p> <p>また、外国法人株式の保有に係る場合には、次の要件を満たす必要があります。</p> <p>③ 外国法人の利益が、オランダ法人所得税と同様に、その外国法人の本拠所在地国の法令により課税対象となっていること</p> <p>④ 配当を受ける者による外国法人の株式保有について、単なるポートフォリオ投資の性格を持つものでないこと</p> <p>さらに、オランダの配当を受ける者が、次の点で現実的な機能を果たしていることとされています。</p> <p>⑤ オランダ法人が実質的な機能を果たしていること、あるいは</p> <p>⑥ あるグループに属し、配当の支払及びその保有株式の売却によって生じたキャピタルゲインについて、グループ組織の弾力性を最大限に発揮するために創設された仲介的持株会社としての役割（子会社の経営管理及び財務）を果たしていること</p> | <p>(2) 資格とは、次の要件を満たす必要があるとされます。</p> <p>① 配当を受ける者が、配当支払法人の発行済株式の5%以上を保有していること</p> <p>② 次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>➤ <u>資本参加の対象となる法人が low-taxed（居住地国において、オランダ税制に基づき実効税率を計算した場合に10%以上の税率により課税されていること）でないこと</u></p> <p>➤ <u>資本参加の対象となる法人への資本参加が Passive investment（フリーポートフォリオ投資に該当するものが50%超であること）に該当しないこと（資本参加の対象となる法人が有する資本参加が5%未満である場合には、その5%未満の資本参加は常にポートフォリオ投資とされます。）</u></p> <p>➤ <u>資本参加の対象となる法人の資産の90%以上が不動産であること</u></p> |

| | | |
|------|--|--|
| P327 | 適用対象となる配当に持分割合の要件は付されていませんが、 <u>租税回避スキームの一部として支払われたものでないことを要件としていることから</u> 、免税となった配当について | 適用対象となる配当に持分割合の要件は付されていませんが、免税となった配当について |
| P327 | タックスヘイブン対策税制における租税負担割合の計算上、 <u>・・・されています</u> （ <u>措令 39 の 14②一イ(2)</u> ）。 | 平成 23 年の税制改正前の規定では、 <u>タックスヘイブン対策税制における租税負担割合の計算上、・・・されていました</u> （ <u>旧措令 39 の 14②一イ(2)</u> ）。 |
| P328 | ・・・加算する必要がないこととなります。 なお、英国の・・・ | ・・・加算する必要がないこととなります。 <u>ただし、平成 23 年の税制改正により、タックスヘイブン対策税制における租税負担割合の計算上、配当等の額（法人税法第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる金額で、特定のみなし配当の金額を除く。）は、原則として、その分母の所得の金額に加算する必要はないこととされています。</u> なお、英国の・・・ |
| P363 | 内国法人 A 社が・・・ <u>算入されること</u> になります。 | <u>平成 22 年の税制改正前においては、内国法人 A 社が・・・算入されることと</u> されていました。 <u>ただし、平成 22 年の税制改正により、孫会社 C 社がタックスヘイブン対策税制の適用を受けて課税された場合には、一定のものについては、内国法人が外国子会社配当益金不算入の適用を受ける特定外国子会社等から剰余金の配当等を受けた場合の剰余金の配当等の益金不算入の特例を適用することができることとされ、剰余金の配当の金額の全額が益金の額に算入されることとなります。</u> |
| P363 | (措法 66 の 8①②)。 | (措法 66 の 8①⑧)。 |
| P364 | ただし、内国法人が・・・ <u>なっています</u> 。 したがって、内国法人 A 社が・・・ <u>なります</u> 。 | ただし、平成 22 年の税制改正前においては、 <u>内国法人が・・・なっていました</u> 。 したがって、 <u>平成 22 年の税制改正前においては、内国法人 A 社が・・・なっていました</u> 。 <u>平成 22 年の税制改正により、二重課税の調整が、外国子会社である特定外国子会社等に該当している場合の限定されなくなったため、内国法人の平成 22 年 4 月 1 日以後に開始する事</u> |

| | | |
|------|---|--|
| | | <u>業年度において外国法人から受ける剰余金の配当等については、二重課税の調整が行われることとされています。</u> |
| P370 | 米国法人、オーストラリア法人、ブラジル法人である場合・・・・・・(日米租税条約 23①(b)、日豪租税条約 25①(b)、日伯租税条約 22(2)(a)(ii))、・ | 米国法人、オーストラリア法人、 <u>カザフスタン</u> 法人、ブラジル法人である場合・・・・・・(日米租税条約 23①(b)、日豪租税条約 25①(b)、 <u>日カザフスタン租税条約 22②(b)</u> 、日伯租税条約 22(2)(a)(ii))、・・・・ |

以上、お詫びして訂正させていただきます。